第1回新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議

平成22年3月31日(水) 13:00~16:00 九段会館·真珠(3階)

議事次第

1 開会

2 議題

(1) 今般の新型インフルエンザ(A/H1N1) 対策に係る経緯 と今後の課題について

3 閉会

〇 配付資料

〈資料 1 〉 今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)対策について ~対策の総括のために~

〈資料2〉 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経緯(案)

参考資料1 新型インフルエンザ対策行動計画(概要版)

参考資料2 新型インフルエンザ対策ガイドライン (概要版)

参考資料3 基本的対処方針〈政府〉

参考資料3-1 4月28日版

参考資料3-2 5月1日改訂版

参考資料3-3 「基本的対処方針」の実施について

参考資料3-4 5月22日改訂版

参考資料3-5 10月1日改訂版

参考資料4 確認事項〈政府〉

参考資料 5 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運 用指針〈厚生労働省〉

参考資料5-1 5月22日版

参考資料5-2 6月19日改訂版

参考資料5-3 10月1日改訂版

参考資料6 新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針〈政府〉

参考資料6-1 10月1日版

参考資料6-2 12月15日改訂版

参考資料7 新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種について〈厚生労働省〉

今般の新型インフルエンザ (A/H1N1)対策について

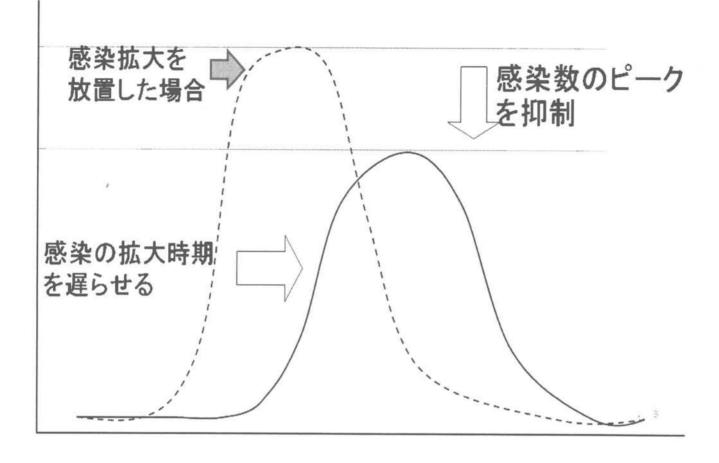
~対策の総括のために~

平成22年3月31日 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

対策の目標

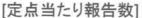
- ① <u>感染拡大のタイミングを可能な限り遅らせ</u>、 その間に医療体制やワクチンの接種体制 の整備を図る。
- ② 感染のピークを可能な限り低く抑える。
- ③ 国民生活や経済への影響を最小限にする。
- ④ 基礎疾患を有する方々等を守る。
- ⑤ その結果、<u>重症者、死亡者の数をできるだ</u> け最小限にする。

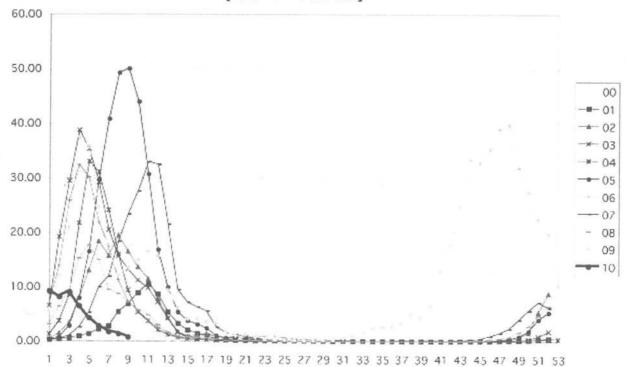
患者数の急激で大規模な増加を抑制・緩和



我が国の状況

例年のインフルエンザ発生状況の推移(定点報告) 過去10年間との比較グラフ





出典:国立感染症研究所 感染症情報センター

定点医療機関からの報告数上位5都道府県及び下位2都道府県 3.74 ◆ 富山県 50 49.98 3.06 2.95 佐賀県 46.31 -岩手県 2.47 23 新潟県 40 2.13 2 沖縄県 1.79 1.36 高知県 1.39 1.42 一愛媛県 30 1.36 .22 1.00 全国 0.54 41 0.17 0.13 22.44 0.04 20 0 19.6 17.65 8週 9週 10週 11週 10.22 10 0 5/4-5/10 5/11-5/17 5/18-5/24 7/13-7/19 8/31-9/6 9/28-10/4 5/22-6/28 6/29-7/5 7/6-7/12 7/20-7/26 8/3-8/9 8/10-8/16 8/17-8/23 8/24-8/30 9/7-9/13 9/14-9/20 9/21-9/27 10/12-10/18 11/2-11/8 2/1-2/7 5/25-5/31 6/1-6/7 6/8-6/14 10/5-10/11 10/19-10/25 11/23-11/29 5/15-6/21 10/26-11/1 11/9-11/15 11/30-12/6 12/7-12/13 12/14-12/20 12/21-12/27 1/4-1/10 1/18-1/24 11/16-11/22 12/28-1/3 /25-1/31 2/15-2/21 /22-2/28 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

45.00 1419 1392 1400 39.63 推計累積患者数 1291 40.00 入院患者数 約2068万人 1200 基礎疾患等あり患者数 35.00 外 来 1066 患 1000 雷症事者数 30.00 者 患 (人工呼吸器装着/脳症/ICU入室) 数 27.39 死亡者数 者 定 25.00 756 800 752 点 数 定点当たり報告数 医 20.00 療 19.63 600 機 510 517 520 関 15.00 465417 400 300 10.00 240 221 200 150 154 5.00 8/3-8/9 7/27-8/2 8/24-8/30 8/31-9/6 9/14-9/20 10/12-10/18 10/19-10/25 11/9-11/15 11/16-11/22 11/30-12/6 12/7-12/13 12/28-1/3 8/10-8/16 9/28-10/4 10/5-10/11 11/23-11/29 12/14-12/20 1/4-1/10 10/26-11/1 2/21-12/27 1/26-1/31

38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53

※※ 厚生労働省 感染症発生動向調査インフルエンザ定点医療機関における週あたりの外来患者報告数

週週週週週週週週週週週週週週週週週週週週週週

厚生労働省 新型インフルエンザ入院サーベイランスによる週あたりの報告数

2 3 4 5 6

通

週

通

平成22年3月21日時点

遇

週

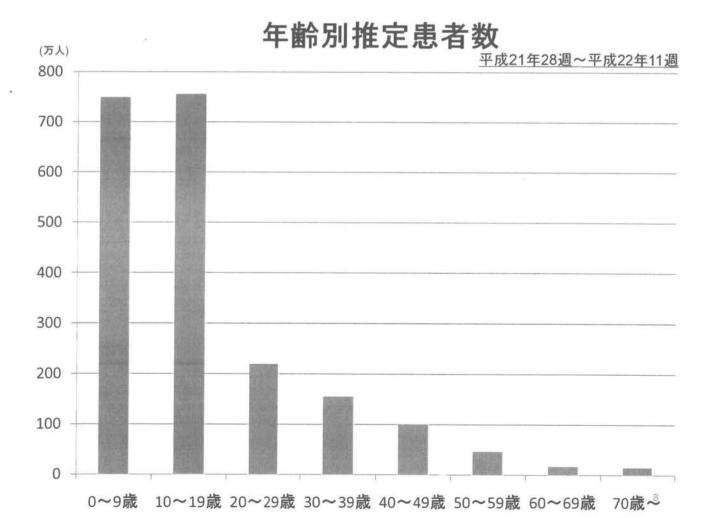
9 10 11

遇

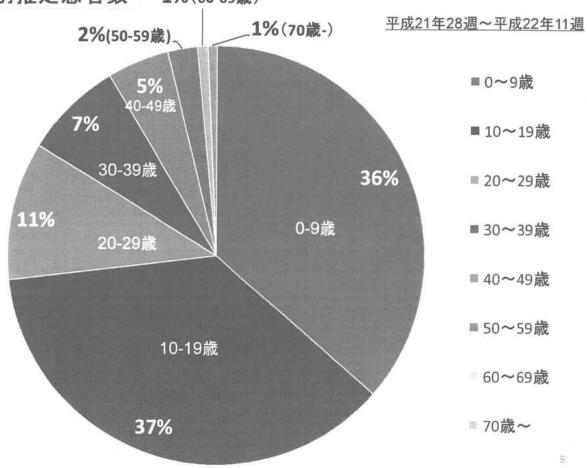
31 32 33 34 35 36 37

風 風 風 風

*



年齡別推定患者数 1%(60-69歳)



新型インフルエンザによる入院患者の概況 1

ー平成22年3月25日時点で取りまとめー	3月17日~3月23日に 入院した患者	3月23日までに入院した患 者の累計数※1
	人数	人数※2
入院した患者数	15人	17640人
年齢		
1歳未満	0人	人808人
1~4歳	6人	3575人
5~9歳	5人	7048人
10~14歳	0人	2545人
15~19歳	0人	555人
20~29歳	0人	443人
30~39歳	2人	408人
40~49歳	0人	406人
50~59歳	0人	483人
60~69歳	0人	474人
70~79歳	1人	505人
80歳以上	1人	390人
性別		
男性	11人	11052人
女性	4人	6588人

^{※1 7}月28日時点で入院中の患者または7月29日以降に入院した患者の累計数(12月21日以降は、インフルエンザ様症状を呈する患者数を集計)

^{※2} 先週発表後における、自治体による前週以前のデータ修正を反映済み

新型インフルエンザによる入院患者の概況 2

ー平成22年3月25日時点で取りまとめー	3月17日~3月23日に 入院した患者	3月23日までに入院した患者 の累計数
	人数	人数
入院した患者数	15人	17640人
基礎疾患を有する者等※3(一部重複有り)	3人	6563人
妊婦	0人	73人
慢性呼吸器疾患	0人	3914人
慢性心疾患	2人	401人
慢性腎疾患	0人	271人
慢性肝疾患	0人	97人
神経疾患•神経筋疾患	0人	288人
血液疾患	0人	137人
糖尿病	2人	388人
疾患や治療に伴う免疫抑制状態	0人	287人
その他	1人	1601人
急性脳症·人工呼吸器利用※4(一部重複有り)	3人	1646人
急性脳症(インフルエンザ脳症、ライ症候群等)	2人	543人
人工呼吸器の利用	1人	761人
入院中の集中治療室入室	0人	998人
患者の状態		
入院中	9人	845人
退院(転院を含む)	6人	16425人
死亡	人0	171人
不明	0人	199人

1 U人 | W3 平成21年10月14日以前は、「慢性呼吸器疾患(離息等)、代謝性疾患(糖尿病等)、腎機能障害、免疫機能不全(ステロイド全身投与等)」として報告されていたものを「慢性呼吸器疾患、糖尿病、慢性腎疾患、疾患や治療に伴う免疫抑制状態」に再集計
※4 入院中に一時期でも急性脳症に罹患、人工呼吸器の利用、または集中治療室に入室した患者の数

○ 基礎疾患を有する者等の年齢別内訳(平成22年3月23日までに入院した累計患者)

年齢	1歳未満	1~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	81
妊婦					5人	27人	37人	4人					73人
慢性呼吸器疾患	26人	586人	1792人	616人	123人	83人	85人	90人	119人	131人	161人	102人	3914人
慢性心疾患	14人	23人	42人	28人	4人	11人	8人	14人	33人	54人	77人	93人	401人
慢性腎疾患	2人	13人	34人	18人	8人	8人	8人	19人	44人	44人	46人	27人	271人
慢性肝疾患		3人	4人	1人		4人	6人	8人	19人	18人	19人	15人	97人
神経疾患·神経筋疾患	2人	20人	72人	40人	18人	18人	12人	19人	10人	22人	32人	23人	288人
血液疾患	4人	12人	14人	14人	6人	4人	7人	15人	20人	20人	14人	7人	137人
糖尿病		3人	2人	10人	5人	8人	22人	45人	77人	83人	88人	45人	388人
疾病や治療に伴う 免疫抑制状態	3人	9人	32人	16人	13人	5人	26人	19人	33人	47人	53人	31人	
その他の 基礎疾患	30人	176人	428人	207人	60人	66人	73人	91人	136人	108人	127人	99人	1601人
計 (一部重複あり)	70人	819人	2332人	905人	223人	212人	241人	268人	376人	386人	420人	311人	6563人

〇 急性脳症及び人工呼吸器を利用した患者の年齢別内訳 (平成22年3月23日までに入院した累計患者)

年齡	1歳未満	1~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~29歳	20~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	2+
急性脳症	9人	114人	247人	87人	28人	13人	10人	8人	8人	8人	8人	3人	543人
人工呼吸器の利用	18人	105人	234人	66人	18人	28人	37人	56人	71人	53人	51人	24人	761人
集中治療室入室	25人	155人	369人	100人	28人	31人	41人	51人	64人	54人	57人	23人	998人
計 (一部重複あり)	33人	258人	648人	191人	53人	46人	54人	71人	99人	80人	76人	37人	1646人

〇 入院患者の推移 (平成22年3月23日までに入院した累計患者)

期間	1月26日 以前	1月27日 ~2月2日			2月17日 ~2月23日			3月10日 ~3月16日	3月17日 ~3月23日	
入院患者	16910人	225人	171人	124人	108人	43人	28人	16人	15人	17640人
うち基礎疾患を有する者	6277人	95人	73人	38人	47人	18人	9人	3人	3人	6563人

新型インフルエンザ感染者 死亡例

死亡者の年齢別内訳 (平成22年3月23日時点)

年齡	1歳未満	1~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	8†
死亡者 (55入能外能者)	3人 (1人)	17人 (5人)	13人 (3人)	5人 (1人)	3人 (1人)	11人(4人)	14人	N NATIONSONS	31人 (4人)	25人 (0人)	23人 (0人)	13407 2010	198人 (27人)
基礎疾患を有する者(うち入院外患者)	1人 (0人)	3人(0人)	4人 (1人)	4人 (1人)	1人(0人)	4人 (1人)	8人(2人)		23人 (2人)	100000000000000000000000000000000000000	100000000000000000000000000000000000000		138人 (11人)

死亡者の死亡週別内訳(平成22年3月23日時点 累計198人)

×	Title when	日で第	12.0
30	AP.T	H (*3	B. E.T.

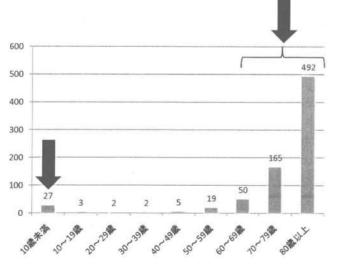
死亡週	8/10 ~16	8/17 ~23	8/24 ~30	8/31 ~9/6	9/7 ~13	9/14 ~20	9/21 ~27	9/28 ~10/4	10/5 ~11	10/12 ~18	10/19 ~25	10/26 ~11/1	11/2 ~8	11/9 ~15	11/16	11/23 ~29	11/30 ~12/6	12/7 ~13			
人数	1人	2人	5人	3人	2人	4人	2人	2人	2人	5人	5人	14人	7人	9人	8人	11人	22人	10人	11人	7人	13人
死亡週	1/4 ~10	1/11 ~17	1/18 ~24	1/25 ~31	2/1 ~7	2/8 ~14	2/15 ~21	2/22 ~28	3/1 ~7	3/8 ~14	3/15 ~21										
人数	10人	12人	13人	6人	5人	2人	1人	1人	2人	1人	0人										

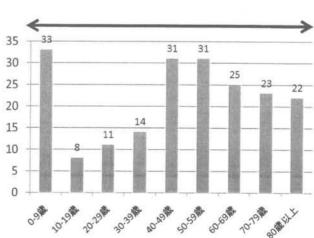
13

季節性インフルエンザと新型インフルエンザ(A/H1N1)の 年齢別死亡者数の比較

季節性インフルエンザによる死亡者数 (平成18年1月~12月)

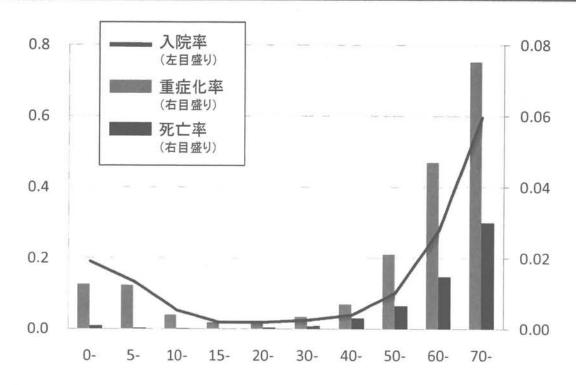
今回の新型インフルエンザによる死亡者数 (平成21年8月15日~平成22年3月25日)





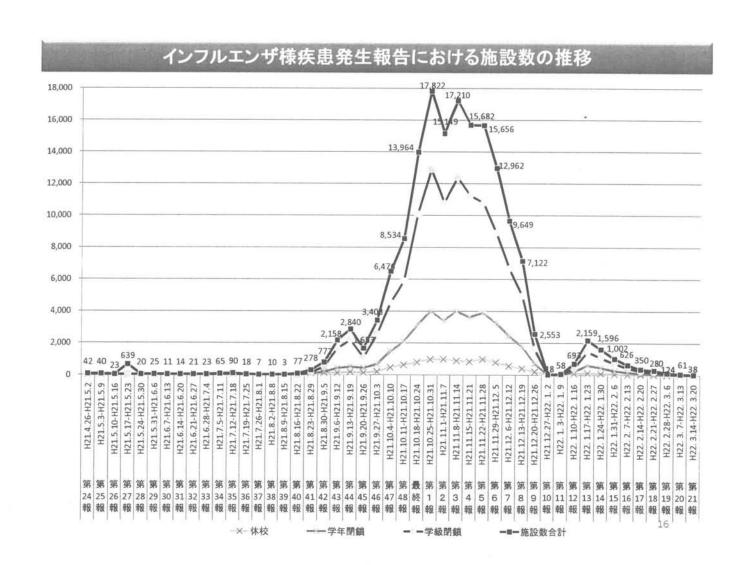
従来の季節性インフルエンザでは、小児と高齢者に二峰性のピークが存在する。一方、今回の新型インフルエンザでは、ほぼ全年齢に渡って死亡者が存在する。

年齢階級別入院率、重症化率及び死亡率 (推定受診者100人当たり)



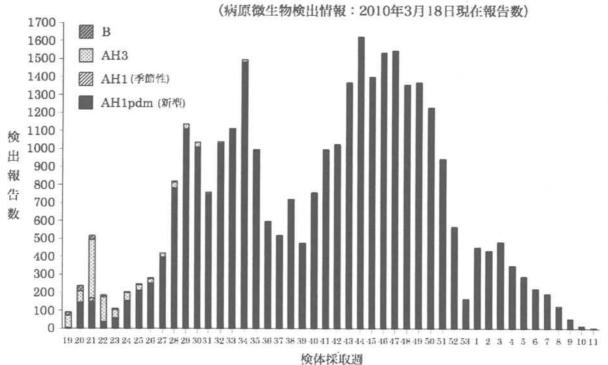
平成21年8月3日から平成22年3月16日の報告まで/厚生労働省





ウイルスサーベイランス

週別インフルエンザウイルス分離・検出報告数、2009年第19週~2010年第11週



各都道府県市の地方衛生研究所からの分離/検出報告を図に示した (データは現在週および過去の週に遡って追加が見込まれる)

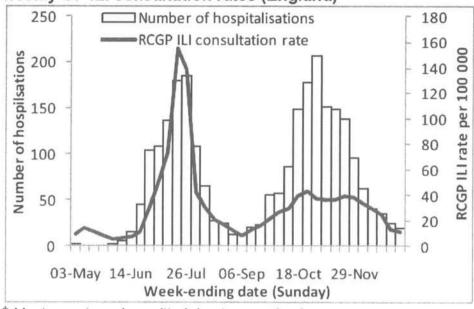
国立感染症研究所 感染症情報センター http://idsc.nih.go.jp/iasr/influ.html IASR

Interious Agents Surveillance il eport

諸外国の状況

イギリスにおけるインフルエンザ流行分布 (2009年~2010年)

Figure 10: Hospitalised cases with confirmed pandemic (H1N1) 2009 influenza infection by week of admission* and weekly GP ILI consultation rates (England)



* Most recent weeks omitted due to reporting lag

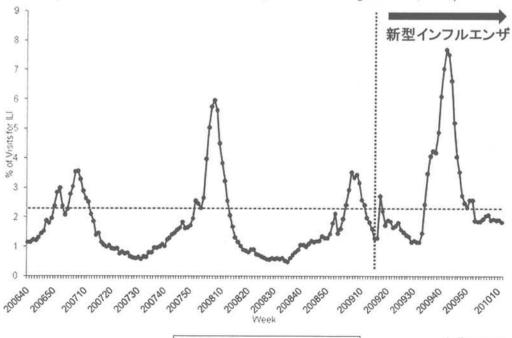
出典: HPA Weekly National Influenza Report

19

アメリカにおけるインフルエンザ流行分布 (2009年~2010年)

Percentage of Visits for Influenza-like Illness (ILI) Reported by the U.S. Outpatient Influenzalike Illness Surveillance Network (ILINet), National Summary 2008-2009 and Previous Two Seasons

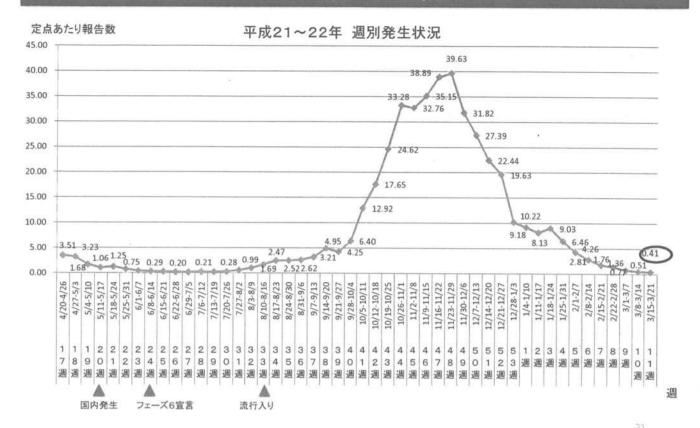
(Posted March 26, 2010, 11:00 AM ET, for Week Ending March 20, 2010)



---- % IU ----- National Baseline

出典:CDC

我が国におけるインフルエンザ流行分布 (2009年~2010年)



資料: 感染症発生動向調査(全国およそ5000の定点医療機関(小児科およそ3000、内科およそ2000)からの報告)

重症度の各国比較

		•						死亡率
Country – Pays	% of hospi- talized cases with no co-morbidity – % de cas hos- pitalisés sans comorbidité	% of hospi- talized cases who are pregnant – % de cas de fem- mes enceintes hospitalisées	Cumulative number of hospitaliza- tions – Nombre cumulé d'hospita- lisations	Incidence of hospitalization (per 100 000 population) — Incidence de l'hospitalisation (pour 100 000 habitants)	Median age of hospitalized cases (years) – Age médian des cas hospitalisés (ans)	Rate of ICU admission or hospitalization — Taux d'ad- mission dans les services de soins intensifs ou d'hospitali- sations	Number of deaths — Nombre de décès	Mortality rate (deaths per million population) — Taux de mortalité (nom- bre de décès par million d'habitants)
Northern hemisphere temperate zone –	 Zone tempérée 	de l'hémisphère	Nord					
Canada	38	5	1 999	5.8	24	0.20	95	2.8
Japan – Japon	63	0.3	3 746	2.9	8	-	35	0.2
United Kingdom – Royaume-Uni	43	7.5	(m	-	15-24	-	135	2.2
Mexico – Mexique	· =		10 337	9.3	-	-	328	2.9
United States – Etats-Unis d'Amérique	27	7	9 079	3.0	21	0.25	1 004	3.3
Southern hemisphere temperate zone -	Zone tempérée	de l'hémisphère	Sud					
South Africa – Afrique du Sud	1.	-	355			_	91	1.8
Argentina – Argentine	47		9 9 7 4	24.5	20	0.13	593	14.6
Australia – Australie	51	6	4 844	22.5	31	0.13	186	8.6
Brazil – Brésil	79	8.3	17 219	8.8	26	100	1 368	7.0
Chile – Chili	47	2.4	1 852	10.8	32	0.39	140	8.1
New Zealand – Nouvelle-Zélande	200	6.5	1 001	23.3	20-29	0.12	19	4.4

Adapted in part from Baker MG, Kelly H, Wilson N. Pandemic H1N1 influenza lessons from the southern hemisphere. Eurosurveillance, 2009, 14(42):pii=19370. — En partie d'après Baker MG, Kelly H, Wilson N. Pandemic H1N1 influenza lessons from the southern hemisphere. Eurosurveillance, 2009, 14(42):pii=19370.

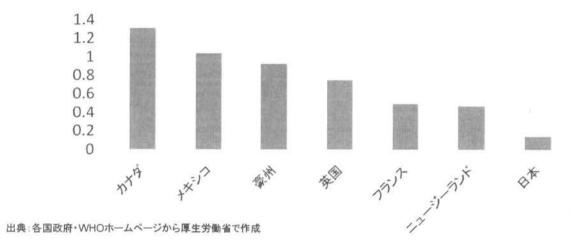
(2009年11月6日時点)

新型インフルエンザによる死亡率の各国比較

	米国	カナダ	メキシコ	豪州	英国	フランス	NZ	日本
集計日	2/13	3/13	3/12	3/12	3/14	3/16	3/21	3/23
死亡数	推計 12,000	429	1,111	191	457	309	20	198
人口10万対 死亡率	(3.96)	1.32	1.05	0.93	0.76	0.50	0.48	0.15

※尚、各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象とならないことに留意が必要。





各国との比較における論点

- 1 他国に来た5月、6月頃の 第一波が日本はなぜ来なかったか。
- 2 他国と比較してなぜ

 日本は人口当たり

 死亡者数が少ないか。

対策の経緯

25

今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の概要

- 1 水際対策による時間かせぎ(4月から6月)
- 2 地域での感染拡大防止による時間かせぎ (5月から6月)
- 3 医療体制の整備(5月から)
- 4 ワクチン供給(7月から)
- 5 普及・啓発(4月から)

発生前に講じていた措置

- 病原性の高い新型インフルエンザ(H5N1)などを想定し た「新型インフルエンザ対策行動計画」(平成17年12月)及び 「新型インフルエンザに関するガイドライン」(平成21年2月)の 策定
- 内閣総理大臣を本部長とする対策本部を設置すること を閣議決定。(平成19年10月)
- 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄
- 訓練を4回実施。
- 新型インフルエンザについて、入院勧告等の措置ととも に、停留等の水際対策を行うための感染症法等の改正

(平成20年5月)

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄① オセルタミビル(*タミフル*®)

平成	政府備蓄		都道府県備蓄		
年度	予算措置	備蓄量	(地方財政措置)		
17年度	当初 7.2万人分 1.6億円 補正 742.8万人分 162億円	257万人分	_		
18年度	補正 300万人分 72億円 予備費 300万人分 68億円	1,093万人分	18年度~19年度		
19年度	_	_	1,050万人分		
20年度	補正 1,330万人分 347億円	500万人分	_		
21年度	_	1,150万人分	21年度~23年度 1,330万人分		
合計	651億円	3,000万人分	2,380万人分		

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄② ザナミビル(*リレンザ*®)

平成	政府備蓄	THE BUT THE STATE OF THE STATE	都道府県備蓄
年度	予算措置	備蓄量	(地方財政措置)
18年度	当初 30万人分 9.1億円 補正 30万人分 8.3億円	42万人分	×
19年度	補正 75万人分 22億円	93万人分	
20年度	補正 133万人分 39億円	_	_
21年度	_	165万人分	21年度~23年度 133万人分
合 計	78億円	300万人分	133万人分

I.海外発生以降の主な流れ (4月23日から5月15日まで)

- 4月23日 米国内での豚由来A型インフルエンザウイルスの ヒトへの感染事例に関する情報の共有
- 4月24日 厚生労働省から都道府県への情報提供
- 4月25日 検疫強化、コールセンター設置
- 4月28日 WHOがフェーズ4宣言、政府の新型インフル エンザ対策本部で「基本的対処方針」策定
- 4月29日 サーベイランスの通知(症例定義)
- 4月30日 WHOにおいてフェーズ5へ引き上げ
- 5月 1日 政府の新型インフルエンザ対策本部で「基本的 対処方針」改定
- 5月 8日 検疫における最初の患者捕捉(成田空港)
- 5月13日 新型インフルエンザ対策本部諮問委員会報告 (停留に関する報告)

基本的対処方針 (4月28日 新型インフルエンザ対策本部決定)

- 国民への情報提供
- 水際対策の強化
- パンデミックワクチンの製造
- 国内発生に備えた準備
 - ①保健医療関係者への情報提供
 - ②発熱相談センター、発熱外来の設置準備
 - ③国内サーベイランスの強化
 - ④事業者への注意喚起

サーベイランス・症例定義について

4月29日通知

〇 疑似症患者の定義

38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状

かつ

<u>患者等との接触歴</u>又は<u>まん延国の滞在歴</u>

かつ

迅速診断キットでA型陽性、B型陰性

ただし、迅速診断キットでA型<u>陰性であっても臨床的に強く疑う場合は疑似症</u>

O 集団発生について

感染症と思われる患者の異常な集団発生を確認した場合の報告 について周知徹底

基本的対処方針改定 (5月1日 新型インフルエンザ対策本部決定)

- 4月28日策定のものに加え、国内発生に備えた措置を 追加
 - 1)積極的疫学調査
 - 2) 感染拡大防止措置
 - ・うがい、手洗い、<u>不要不急の外出自粛、集会・スポーツ</u> 大会等の自粛、事業者の不要不急の事業の縮小など
 - 3) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通
 - 4) 医療従事者や初動対処要員等の保護

検疫強化(4月28日~5月21日)

検疫の目的

「検疫の強化等により、できる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせることが重要である。 しかしながら、ウイルスの国内侵入を完全に防ぐことはほぼ不可能であるということを前提として、その後の対策を策定することが必要である。」との行動計画の基本的考え方に従い、以下の対応を実施した。

<検疫方法・健康カード>

- ・有症者の有無に関わらず、北米3カ国(メキシコ、アメリカ(本土)、カナダ)来航の全便に対し、機内検疫を実施。
- ・検疫所への応援については、成田空港の場合、1日平均、医師約20名、看護師約40名
- ・全入国者に健康カード配布 (健康管理、発症時の発熱相談センターへの連絡を周知徹底)

<PCR検査>

- ・迅速診断キットで陽性等の場合に、PCR検査を実施
- ・結果判明まで有症者は医療機関にて待機
- <隔離、停留、健康監視>
- ・患者の隔離、濃厚接触者の停留を実施
- ・<u>北米3カ国からの全便について、機内ですべての乗員・乗客に健康状態質問票</u>を配布し、機内にて回収。
- ・回収した質問票記載の情報を基に、検疫所より、自治体に対し健康監視を依頼。 (北米3カ国全入国者を対象。)

当時入手できた主な知見(病原性)

- 4月24日 メキシコにおいて死亡者多数(WHO)
- 5月 8日 MMWR(CDC) 大多数の人は感染しても軽症、しかし、 健康な若年者や子どもの中で重症化や 死亡の報告があり、いくつかの特徴が 季節性インフルエンザと異なる。
- 5月11日 WHO、メキシコの合同調査結果発表 季節性より感染力は強い。推定致死率O. 4% でアジアインフルエンザと同等。

35

当時入手できた主な知見(病原性)

- 5月13日 専門家諮問委員会報告 臨床経過は季節性インフルエンザに類似。 ただし、基礎疾患を有する方を中心に一部 重篤化することに注意
- 6月 2日 ニューヨーク市より臨床像の報告 入院患者341人のうち、82%が基礎疾患 を有していた。
- 6月12日 WHOがフェーズ6宣言。 Moderateと評価

II. 国内発生以降の主な流れ (5月16日から8月中旬)

<6月19日まで>

- 5月16日 兵庫・大阪での最初の国内発生
 5月1日の基本的対処方針を踏まえた 「確認事項」策定
- 5月22日 政府の新型インフルエンザ対策本部で 「基本的対処方針」第2次改定 厚生労働省で「運用指針」策定
- 6月12日 WHOにおいてフェーズ6へ引き上げ
- 6月19日 厚生労働省で「運用指針」改定 (検疫については「運用指針」を踏まえ順次弾力化)

37

確認事項 (5月16日 新型インフルエンザ対策本部決定)

- 1 情報収集と国民への情報提供
- 2 医療体制の整備
- 3 地域や職場での<u>感染拡大防止</u>、 積極的疫学調査、学校等の臨時休業 (集会、スポーツ大会等について<u>一律の自粛は行わない</u>)
- 4 水際対策
- 5 パンデミックワクチンの開発
- 6 事業者への注意喚起

基本的対処方針改定 (5月22日 新型インフルエンザ対策本部決定)

1 目標

- ①<u>国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ</u> 感染拡大を防ぐ
- ②基礎疾患を有する者等を守る

2 措置

- ①情報収集と国民への情報提供
- ②地域や職場での感染拡大防止 (<u>外出自粛・事業自粛は行わない</u>)
- ③医療、検疫、学校等の関係は厚生労働省運用指針

39

運用指針策定 (5月22日 厚生労働省)

- 1 感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域
 - ・発熱外来、発熱相談センター
 - ・感染症法に基づく入院治療、積極的疫学調査
 - ・ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
 - 学校等の臨時休業
- 2 急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域
 - 一般医療機関での診療
 - ・基礎疾患を有する者は入院、軽症者は自宅療養
 - *PCR検査に優先順位
 - ・設置者等の判断による学校等の臨時休業
 - ・機内検疫からブース検疫へ、停留から外出自粛へ

運用指針改定 (6月19日 厚生労働省)

- 冬を迎える南半球での患者の増加
- WHOが6月12日にフェーズ6
- 国内発生患者数はその後も増加
- 原因が特定できない散発事例の発生



運用指針の改定

41

運用指針改定 (6月19日 厚生労働省)

- 地域をグループ分けせず、地域の実情に応じて対応
- 全数把握からクラスターサーベイランスの強化へ(7月24日から実施)
- 全ての一般医療機関において診療
- 検疫時の隔離の中止

<6月~8月中旬>



- ・改定運用指針に基づき対策を継続
- ・ワクチン確保等の準備を本格化
- ・ 患者数は着実に増加を続ける

検疫強化変更点(5月22日以降)

5月22日~6月18日

<検疫方法・健康カード>

- ・北米3カ国(メキシコ、アメリカ(本土)、カナダ)からの来航便に対し、検疫官が機内に乗り込み「健康状態質問票」の記載の徹底等の呼びかけを実施。
- ・健康状態質問票の検疫ブースでの回収。

<隔離、停留、健康監視>

- ・ 濃厚接触者の停留を中止し、より慎重な健康監視を実施。
- ・その他の同乗者の健康監視を中止。

6月19日~9月30日

- <検疫方法・健康カード>
 - ・検疫ブースでの呼びかけ(健康状態質問票の回収の中止)。

<PCR検査>

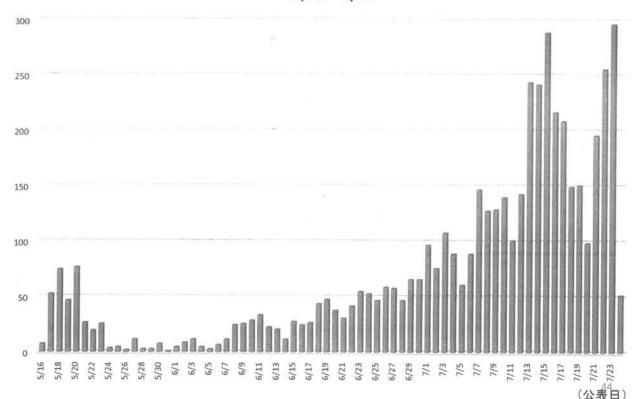
- ・同一旅程の集団から複数の有症者が認められた場合に実施。
- <隔離、停留、健康監視>
 - ・患者の隔離を中止。
 - ・患者の同一旅程の者については、都道府県に情報提供。

10月1日以降

・入国者への注意喚起等(基礎疾患を有する者等への受診勧奨)

新型インフルエンザ患者発生状況 n=5038

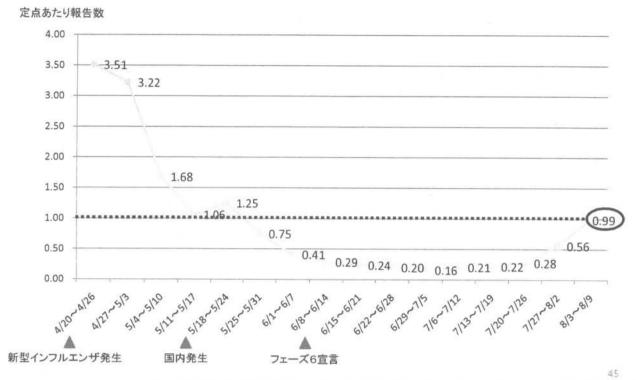
法第12条の医師の届出(<u>全数把握</u>) 5/16~7/24



43

インフルエンザサーベイランス(定点報告)

平成21年 週別発生状況



資料:感染症発生動向調査(全国およそ5000医療機関(小児科およそ3000、内科およそ2000)からの定点報告)

Ⅲ. 流行入り宣言以降の主な流れ (8月中旬以降)

- ・ 8月15日 国内で最初の死亡報告
- 8月19日 流行入り宣言(全国平均の定点報告数が1を 上回る(8月10日~16日の週))
- ・ 8月28日 流行シナリオなど医療体制の通知
- 10月1日「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」を策定(新型インフルエンザ対策本部)

新型インフルエンザの流行シナリオ(21年8月末の通知で提示したもの)

古ルールウ

ナルールウ

	中位設定	局位設定	※ 各都道府県において	医療体制を確
発症率	20%	30%	保するための参考として	示す仮定の
入院率	1.5%	2.5%	流行シナリオであり、実際	祭の流行予測
重症化率	0.15%	0.5%	を行ったものではない。	
000000				2.2.2.2
800000	ピーク時の外来患者数 76万人	$\rightarrow \bigcirc$	ピーク時の入院患者数	80000
600000 -	707370		/ 約4万6千人	- 60000
400000 -	新規の罹患者数 (左軸)	/ ni)	入院している患者数 (右軸)	- 40000
200000 -	Y		No.	- 20000
0	, , , , , , , , ,			0
第 1 週	第 第 第 第 2 3 4 5 6 週 週 週 週	7 8 9 1 7 週 週 週 週		第 1 9 週

大規模な流行が生じた場合に備えた医療体制

《課題》

- 1. 重症患者数の増加に対応できる病床等の確保
- 2. 重症患者の救命を最優先とする診療体制の充実
- 3. 基礎疾患を有する者等の感染防止対策の強化



- 罹患率や重症化率等を内容とする「新型インフルエンザの流行 シナリオ」の提供や、医療提供体制の確保・取扱に関する情報提 供を行い、都道府県の対応を支援
- 〇 都道府県、関係団体等に対し具体的な取り組みを要請

大規模な流行が生じた場合に備えた医療体制

1. 重症患者数の増加に対応できる病床等の確保

- 都道府県における重症患者の発生数等について検討 (新型インフルエンザの流行シナリオを示し、地域別の推計方法を提示)
- 都道府県における医療提供体制について確認 (外来医療体制、入院診療医療機関の病床数、人工呼吸器保有台数等)
- 上記の状況を比較し、地域の実情に応じた対策を検討

2. 重症患者の救命を最優先とする診療体制の充実

〇 外来医療の確保

(電話相談事業の拡充、住民への啓発、診療時間延長など診療所との連携)

〇 入院医療の確保

(定員超過の取扱い明確化、受入体制の把握と調整、妊婦等の重症者の受入体制の把握、県境を越えて搬送・受入を行う場合の調整)

○ 医療機関、医療従事者等への情報提供 (院内感染対策の徹底、新型インフルエンザ診療の考え方・症例集等)

3. 基礎疾患を有する者等の感染防止対策の強化

○ 院内感染対策の徹底 (医療従事者向けガイドライン、基礎疾患を有する者等を対象とした手引きの作成)

ワクチン対策

(7月以降)

• 7月14日 : 国内製造業者に対し、製造開始依頼

• 7月末から9月:意見交換会(輸入、優先順位等)

9月 6日 : 厚生労働省試案パブリックコメント

10月1日 : 「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接

種の基本方針」を策定

• 10月6日 : 海外メーカーと契約

10月16日:以降 意見交換会(接種回数)

• 10月19日:接種開始(医療従事者から順次)

• 12月4日:「新型インフルエンザ予防接種による健康被害

の救済に関する特別措置法」施行

1月15日:健康成人への接種開始

1月20日 : 輸入ワクチンの特例承認

50

優先的に接種する対象者について

※ ワクチンが順次供給されるため優先順位を決定

		対象者	人数	
優		プルエンザ患者の診療に直接従事する 療従事者(救急隊員含む。)	約100万人	
先	(2)	妊婦	約100万人	
接種	2	基礎疾患を有する者	約900万人	
対対	対 31歳~小学校3年生に相当する年齢の小児			
象者	④·1j ·優 予	約200万人		
そ	小学村	約1,000万人		
の他	高齢者	皆(65歳以上)(基礎疾患を有する者を除く)	約2,100万人	

約5,400万人



上記以外の者(一般健康成人)に対する接種については、1月29日出荷分より接種開始(1月15日から都道府県の判断で前倒し可能)

新型インフルエンザワクチン(国内産)接種回数の見直しについて(概要)

- 従来、国民の多くが新型インフルエンザに対する免疫を持っていないと想定していたこと等から、当初すべて2回接種
- 健康成人に対する臨床試験の中間結果等を踏まえ、10月20日に下記のとおり見直し。
- 臨床結果の2回接種後の結果や諸外国の状況等を踏まえ、11月11日に下記のとおり見直し。
- 中高生および妊婦に対する臨床試験の中間結果等を踏まえ、12月16日に下記のとおり見直し。

対象者	10月20日の見直し (10月22日事務連絡)	11月11日の見直し (11月17日事務連絡)	12月16日の見直し (12月16日事務連絡)
新型インフルエンザ患者の診療に直接 従事する医療従事者 (健康成人)	1 回接種 ※20代から50代の健康成人	同左 ※19歳及び60代以上の健康成人について も1回接種	
以下の者	当面、2回接種を前提とする。今後、国内データ、海外の知見等を収集し、専門家の意見を聴取しながら判断	_	_
1歳未満の乳児の保護者及び優先 接種対象者のうち、身体的な理由 により予防接種が受けられない保 護者等		1 回接極	同左
基礎疾患を有する者	健康成人の臨床試験の2回目の接種結果 (11月中旬目途) を踏まえ判断する。 ただし、13歳未満の者は2回接種。		同左
65歳以上の高齢者)	1 回接種	同左
妊婦	・健康成人の臨床試験の2回目の接極結果(11月中旬目途) ・妊婦を対象とした臨床試験の1回目の接極結果(12月中旬目途) を踏まえ判断する。	1 回接種。 なお、12月中旬に1 回目の接種結果 が出される妊婦を対象とした臨床試験に より検証を行う。	1 回接種。 (11月11日の方針を維 持)
中学生、高校生に相当する年齢の 者(13歳以上)	・健康成人の臨床試験の2回目の接種結果(11月中旬目途) ・中高生を対象とした臨床試験の1回目の接種結果(12月下旬目途) を踏まえ判断する。	当面2回接種。 今後の中学生、高校生に相当する年 齢の者を対象とした臨床試験の1回目の 接種結果等を踏まえ判断する。	1回接種。
歳未満の者	2回接種	同左	同左

ワクチンの確保について

〇 平成21年度末まで、国内産ワクチン5,400万回分(注)程度を確保するとともに、海外企業から9,900万回分(注)程度を確保見込み(平成22年1月20日時点)。

国内

- •10月19日(月)の週から順次接種開始
- 第10回出荷(2月15日)分までに約3,900万回分(注)を出荷
- ・年度内に約5,400万回分(注)を確保予定

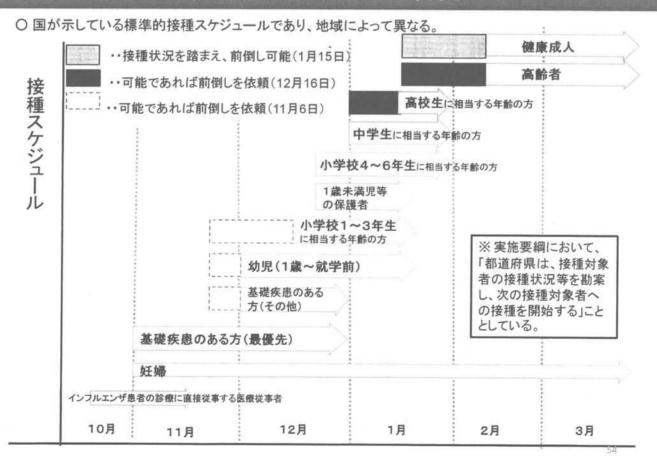
輸入

- ・輸入ワクチンの確保のために必要な立法措置を実施
- •1月20日特例承認
- ・年度内に約9,900万回分(注)を確保予定

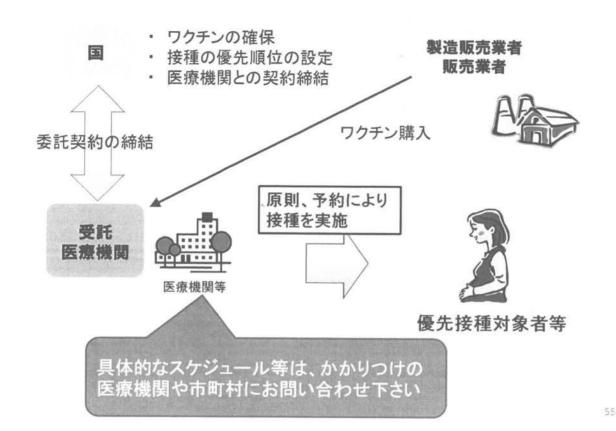
(注)回数は成人量換算

- (参考)国内産ワクチンの接種回数について(12月16日公表)
 - 〇「13歳未満の者」については、2回接種
 - 〇上記以外の者については、免疫機能の低下した基礎疾患を有する 方を除き、1回接種

接種スケジュールの目安



ワクチン接種事業のスキーム



費用負担について

〇費用負担については、実費を徴収。

接種費用: 合計 6,150円

1回目 3,600円

2回目 2,550円(※)

※ 1回目と異なる医療機関で接種する場合は3600円 (基本的な健康状態等の確認が必要なため)

〇所得の少ない世帯の負担軽減

- ・国としては、市町村民税非課税世帯 を軽減できる財源を措置(国 ½、都道府県 ¼、市町村 ½)
- ・市町村は、これを踏まえ、軽減措置の内容を決定し、実施。

56

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法 (平成21年法律第98号)

厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の迅速な救済を図るとともに、 必要な海外生産分の輸入を行うため副作用被害等に関する企業への国の損失補償を行うために、 新たな立法措置を講ずる。

1. 健康被害が生じた場合の救済措置の整備

- 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ予防接種において、当該予防接種を受けた者について、 健康被害が生じた場合の救済措置を講ずること。
- 給付の額等については、予防接種法の二類疾病の定期接種に係る給付に関する措置(医薬品 医療機器総合機構法に基づく副作用救済給付と同様)を踏まえたものとすること。

2. 輸入企業との契約内容への対応 (副作用被害等に関する企業への国の損失補償)

○ 特例承認を受けた新型インフルエンザワクチンの製造販売業者を相手方として、ワクチン使用により生じた健康被害に係る損害を賠償すること等により当該製造販売業者に生じた損失等については、政府が補償することを約する契約を締結することができること。

3. 施行期日

12月4日(公布日施行)。ただし、健康被害の救済措置に係る規定は、施行日前に新型インフルエンザ予防接種を受けた者にも適用すること。

4. 検討規定

政府は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種の実施状況、新型インフルエンザ予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究の結果等を勘案し、将来発生が見込まれる新型インフルエンザ等感染症に係る予防接種の在り方、当該予防接種に係る健康被害の救済措置の在り方等について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

外部からの指摘

外部からの指摘①

<例>

全般

- •対策全般についてやり過ぎだったのではないか
- 対策の切り替えのタイミングが遅かったのではないか(自治体の対策切り替えの追認ではなかったか)

広報

- 政府は対策の目的やウイルスの病原性について正確な情報を提供できていなかったのではないか
- ・政府の広報(大臣会見等)が国民の不安をあおったのではないか

水際対策

- ・検疫に効果はあったのか。単なるパフォーマンスであり、やり過ぎだったので はないか
- 検疫を行っていたのは、日本だけではないか

公衆衛生対策

・大阪府、兵庫県下全域の学校の臨時休業はやり過ぎだったのではないか

59

外部からの指摘②

<例>

サーベイランス

- ・海外滞在歴を症例定義に入れる等症例定義に問題があったのではないか(そのため、国内患者の発見が遅れたのではないか)
- ・全数把握はもっと早くやめるべきだったのではないか

医療

「発熱外来」に発熱患者が押し寄せパンクするなど、「発熱外来」の設置や運営に 問題があったのではないか

ワクチン

- ・ワクチン輸入の検討が遅れたのではないか。量が不足しているのではないか。
- ワクチン行政を推進すべきではないか(接種の推進、対象の拡充、国内ワクチンメーカーの育成、研究開発の推進等)
- •ワクチン接種回数の変更が混乱を招いたのではないか
- ・10mlバイアルは製造するべきでなかったのではないか
- ワクチンの優先順位などはある程度現場に任せ柔軟に対応すべきだったのではないか。

評価の視点

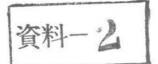
- 1 目標達成状況
- 2 対策の効果
- 3 諸外国との比較
- 4 施策の遂行上の課題

61

目標達成度の検討項目

- 1. 感染拡大のタイミングを遅らせることはできたか。
- 2. 感染のピークを可能な限り低く抑えることはできたか。
- 3. 国民生活や経済への影響を最小限にすることはできたか。
- 4. 基礎疾患を有する方々等を守ることはできたか。
- 5. 重症者、死亡者の数をできるだけ最小限にする ことはできたか。

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経緯(案)



日付		主な出来事	水際対策	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
4月23日	(木)	○ CDCが米国内で豚由来A型インフルエンザウイルスの人への感染事例を報告。 ○ 厚生労働省内の健康危機管理調整会議で情報共有。					
4月24日((金)	○ WHOがメキシコ、米国におけるインフルエンザ様疾患の発生 状況を公表。					
4月25日(○ 情報の収集と都道府県等や医療関係者に対する情報提供、流行地に渡航される方々への注意喚起、流行地からの帰国される方への対応、電話相談窓口の設置等の対応を実施。	する出国者等への注意喚起について」通知発出。 (現段階では検疫感染症ではないが、検疫対				
4月26日(○ 第1回厚生労働省新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催し、状況を確認。	応を強化(協力要請)したもの) () 検疫所に「メキシコ・米国における豚インフルエンザ(H1N1)に対する検疫対応について」通知発出。 (検疫感染症とはなっていないが、検疫対応を強化(協力要請)したもの) () 自治体に対し、通知「メキシコに渡航していた者を対象とした都道府県等による健康観察の依頼」を発出し、メキシコに渡航していた者を対象として、検疫所と都道府県等が連携し、国内で任意の健康観察を開始。				
4月27日(○ 「豚インフルエンザ対策に関する関係閣僚会合」で当面の政 府対処方針申合せ					○ 国内のインフルエンザワクチン製造販売業者4社に対して、医薬食品局長通知「豚由来インフルエンザ(HINI)ワクチン生産体制準備について」を発出し、新型インフルエンザワクチンを製造する場合に備えて、生産体制の準備等について協力を依頼。
4月28日((火)	基本的対処方針 フェーズ4 〇 WHOのフェーズ4宣言。 (維続的に人から人への感染がみられる状態になったとした) 〇 内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策本部設置、第1回会合で「基本的対処方針」決定。 〇 メキシコ、アメリカ、カナダにおいて感染症法の新型インフルエンザ等感染症が発生したことを、厚生労働大臣が宣言。	○ 検疫所に「新型インフルエンザ(H1N1)に 対する検疫対応について」指示。(検疫感染症 として対応開始) 機内 (対象国をメキシコ・アメリカ(本土)・カナダとし 検疫 た)	○ 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の	○ 国内サーベイランスの強化を行うこととした。	○ 発熱相談センターと発熱外来の設置の準備を 行うこととした。	○ ウイルス株を早急に入手し、パンデミック' クチンの製造に取り組むこととした。
4月29日 ((水)	-	〇検疫所に「新型インフルエンザ(豚インフルエンザHIN1)に係る症例定義について」通知。		○ 「新型インフルエンザ(豚インフルエンザH1N 1)に係る症例定義について」通知発出。 (豚インフルエンザH1N1を新型インフルエンザ等 感染症として位置づけ、定義を定めたもの)	○ 国内発生に備え、関係者との情報共有や発熱 外来の設置など、医療体制の確保の方針につい て、医療機関向けに事務連絡を発出。	
4月30日 (:	木)	○ WHOフェーズ5に引上げ。 (地域単位の感染が2カ国以上で起きており、大流行直前の兆候があるとした) ○ 新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催(内閣官房長官、厚生労働大臣出席)	○ 成田空港検疫所に防衛省から医師・看護師等の応援が始まる。				
5月1日(5	金)	基本的対処方針改訂 ○ 新型インフルエンザ対策本部第2回会合で「基本的対処方針」改訂。 ○ 新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会の設置 ○ 第1回専門家諮問委員会 「病原性・感染力等の評価」「基本的対処方針に基づく諸施策に関する評価」	○ 国立感染症研究所からPCR検査用試薬 (プライマー・プローブ)の提供及びそれに伴う 検疫所での検査体制の立ち上げ。	〇「基本的対処方針」において、国内で患者が発生した場合に、ウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、弾力的、機動的に講じる措置として、・不要不急の外出自粛の要請・時差出勤や自転車・徒歩等による通勤の要請・集会、スポーツ大会等の開催自粛の要請・必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の要請・事業者に対し不要不急の事業の縮小の要請等について言及。	○ 事務連絡にてまん延国の定義(アメリカ、メキシコ、カナダ)	〇 発熱相談センターと発熱外来の設置の準備	○ 基本的対処方針として、ウイルス株を早急 に入手し、検査法の確立、病原性等の解析及 びパンデミックワクチンの製造に取り組むことを 決定。
5月2日(土)		○ 入国管理局で健康カードを持っていない者 の確認(持っていない者は検疫に戻す)を法務 省に要請、5日より実施。		○ 国立感染症研究所から全国の地方衛生研究 所、検疫所等へのPCR検査用試薬(プライマー・ プローブ)の配布、検査指針等の提供が完了し、 全国規模での診断検査体制の構築。		
5月3日(日	日)					○ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与など の新型インフルエンザの診療についての考え方を とりまとめ、医療機関向けに事務連絡を発出。	
5月4日()	月)				〇 「新型インフルエンザの診断検査のための検体送付について」(事務連絡)において、ウイルス遺伝子検査(PCR検査)の精度を確認するため、地方衛生研究所における検査と同時に、国立感染症研究所に検体を搬送し、確定検査を行うこととした。		

日付	1	主な出来事	水際対策	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
5月5日							
5月6日 5月7日		54	〇『「新型インフルエンザ(H1N1)に係る検査マニュアル」の送付について』通知発出。(検体の送付、検査の実施については当マニュアルを参考とする様連絡したもの。)〇「新型インフルエンザに対する検疫の強化について(依頼)」通知発出。(国土交通省航空局あて、健康状態質問票等の検疫の強化への協力要請したもの。)〇検疫所のみの検査結果での判定の確定を開始。				
5月8日	(金)		○ 通知「新型インフルエンザ対策における都 道府県等による健康監視について」を発出し、 新型インフルエンザがまん延している国又は地 域(5月7日現在メキシコ、アメリカ(本土)、カナ ダ)に渡航していた者について、検疫所と都道 府県等が連携し、国内で法に基づく健康監視 を行うこととした。				
5月9日	(土)	検疫で初の捕捉 ○ 検疫において最初の感染患者を確認 ○ 第2回厚生労働省新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催	〇 米国から成田へ8日に到着した3名について、新型インフルエンザに感染していることを確認。(隔離:3名、停留:49名)		○ 症例定義及び届出様式の改定(第1回改定) ・届出時に、疫学的な要件について十分確認する よう医療機関と保健所が相談することを明文化し た。		
5月10日			〇 成田での確定者4例目(停留中の同行者 の1名)				
5月11日 5月12日							
		○ 新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会を報告し、 停留に関する報告の公表(季節性インフルエンザと類似、基礎疾 患のある方が重篤化)	○ 第2回専門家諮問委員会開催「停留に関する報告」 停留期間及び健康監視等の期間を変更(10 日間から7日間に短縮)。		〇 症例定義及び届出様式の改定(第2回改定) ・感染可能期間を10日間から7日間に修正		
5月14日 5月15日		O 第3回専門家専門委員会「基本的対処方針の実施について」					
5月16日	(土)	確認事項 国内最初の患者確認 ○ 兵庫県神戸市で国内最初の新型インフルエンザ患者の発生を確認。 ○ 新型インフルエンザ対策本部設置幹事会で、基本的対処方針を踏まえて当面講ずべき措置の具体的内容を定めた「確認事項」を決定。 ○ 第4回専門家諮問委員会「基本的対処方針の実施について」	タのうち1名の隔離配除	○ 神戸市に担当官を派遣○ 中学校及び高等学校の臨時休業に限り、 休校措置を<u>兵庫県及び大阪府の全域で行っ</u>		○ 国内での患者発生に対応した発熱外来の設置 等の医療体制の整備, 患者の発生した地域におけ る感染防止策の実施.	○ 当面の措置として、ウイルスの病原性等の解析及びパンデミックワクチンの開発に取り組むことが確認。
5月17日	(日)		○ 5月9、10日に新型インフルエンザと確認された計4名のうち2名を隔離解除 ○ 停留者1名の停留を解除(停留者全員解除となる)。				
5月18日	(月)	〇 新型インフルエンザ対策本部第3回会合開催			○ 地方衛生研究所で確定で判明した検査結果を もって確定診断とすることとした。		
5月19日	(火)		○ 5月9日に新型インフルエンザと確認された 3名のうち最後の1名を隔離解除。				(ワクチン諮問会議)の報告書においては、
5月20日	(水)		○「インフルエンザ迅速診断キットにおいてA型及びB型が陰性となった有症者の取り扱いについて」通知発出 (迅速診断キットにおいてA型及びB型が陰性となった有症者については、リーフレットを手交するよう指示したもの。)				
5月21日	(木)	〇 第5回専門家諮問委員会「基本的対処方針の改定案等に ついて」	〇 米国より成田へ到着した1名の有症者が新型インフルエンザと確認される。(検査結果は22日判明。隔離:1名、停留(22日解除):11名)				

5月26日 (火) 〇 「新型インフルエンザにおける病原体サーベイランスについて」を発出し、新型インフルエンザの検査について、地域の状況に応じ可能な限り実施するように依頼。 5月29日 (金) ・	ワクチン
5月26日 (火) 5月26日 (火) 5月27日 (火)	
5月28日 (分)	
5月25日 (犬)	
5月26日 (火)	
5月27日 (水)	/HOによるワクチン推奨株決定 WHOは新型インフルエンザワクチン製造 :してA/California/7/2009(H1N1)v like virus
5月28日 (未) ランスについてJを発出し、新型インフルエンザの を査について、地域の状況に応じ可能な限り実施 するように依頼:	
5月31日 (日) 〇 才一着 5月31日 (日) 〇 万岁 6月1日 (月) 〇 万岁 6月2日 (火) 〇 万岁 6月3日 (水) 〇 万岁 6月4日 (木) 〇 万岁 6月5日 (土) 〇 万岁 6月6日 (土) 〇 万岁 6月7日 (日) 〇 国内 6月9日 (火) 〇 国内 6月9日 (火) ・	
5月3日 (日)	
6月1日 (月) 6月2日 (火) 6月3日 (水) 6月3日 (水) 6月4日 (木) 6月5日 (金) 6月6日 (土) 6月7日 (日) 6月7日 (日) 6月9日 (火)	オーストラリアからワクチン製造候補株到
6月2日 (火) 0 アメ 着 6月3日 (水) 6月4日 (木) 6月5日 (金) 6月6日 (土) 6月7日 (日) 6月7日 (日) 6月8日 (月) 0 国内 株の分上 6月9日 (火)	
6月4日 (木) 6月5日 (金) 6月6日 (土) 6月7日 (日) 6月8日 (月) 6月8日 (火)	アメリカ(CDC)からワクチン製造候補株到
6月6日 (土) 6月7日 (日) 6月8日 (月) 6月9日 (火) -	
6月7日 (日) (月) 6月8日 (月) (月) 6月9日 (火) (人)	
6月8日 (月) 6月9日 (火)	
6月9日 (火)	国内メーカーに2種類のワクチン製造候補
	7/17
6月10日 (水) サーベイランスについて(依頼)」「インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について(依頼)」事務連絡を発出し、以下に対して新型インフルエンザのPCR検査を行うよう依頼。 ・同一集団内で続発して発生した患者・インフルエンザで入院した患者・病原体定点医療機関を受診したインフルエンザ患おわせて検査)	
6月11日 (木)	
6月12日 (金) O WHOフェーズ6に引上げ (感染状況について異なる複数の地域(大陸)の国において地域 (感染状況について異なる複数の地域(大陸)の国において地域 (コミュニティ) での持続的な感染が認められるとして、WHOフェーズ分類を6とし、世界的な蔓延状況にあると宣言した)	
6月13日 (土)	
6月14日 (日)	
6月15日(月) 〇 第6回専門家諮問委員会「運用指針の見直しについて」	
6月16日 (火) 〇 第7回専門家諮問委員会「運用指針の見直しについて」 6月17日 (水) 〇 第8回専門家諮問委員会「運用指針の見直しについて」	
6月18日 (木)	

日付	t	主な出来事		水際対策	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
		感染拡大防止から重	運用指針改定				患者の一律の入院措置を中止 全ての医療機関で診療	
6月19日	(金)	症化予防重視に体制 を変更 〇「医療の確保、検疫、学校・保育施等に関する運用指針」の改定	施設等の臨時休業の要請	○ 検疫については患者の隔離等の強制措置 から全入国者に対する注意喚起を中心とする 対応に移行(隔離措置 質問専同児の中央	○ 学校の臨時休業について下記の様に変更した。 ・「都道府県等は、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する。 なお、感染拡大防止のため特に必要であると判		○ 原則として全ての一般医療機関において診療を行うこととした。 ○ 入院措置については実施せず、軽症者は原則として自宅療養とするが、重症患者については、感染症指定医療機関以外の一般入院医療機関においても入院を受け入れることとした。	連で切り合える 殺垣万軒で次定した。
		・秋冬に向け、国内での患者数の大帆定し、社会的混乱を最小限とするため ・原則自宅療養、重症患者のための新 (地域のグループ分けは廃止)	の体制整備に重点シフト	同一旅程の集団から複数の有症者が認められ た場合のみPCRを実施)	断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能」 ○ 基礎疾患を有する者等への感染防止策を強化		○ 患者の濃厚接触者に対しては、外出自粛など 感染拡大防止行動の重要性をよく説明し協力を求 めるとともに、一定期間に発熱等の症状が出現し た場合、保健所への連絡を要請した。 ○ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与につ いては、基礎疾患を有する者等で感染を強く疑わ れる場合に医師の判断により行うこととした。	・季節性インフルエンザワクチンの生産量を昨年度製造実績の8割とする。 ・7 月中旬以降各メーカーにおいて順次H1N1ワクチンの製造を開始。
6月20日	(土)							
6月21日	-							
6月22日	+							
6月23日 6月24日	-	- 100						
0月24日	()()					○ 運用指針を踏まえ、「今後のサーベイランス		
6月25日	(木)				○ 運用指針を踏まえ、「新型インフルエンザの 国内発生時における積極的疫学調査について」 において、すべての患者からクラスターを中心と した疫学調査や、これまでの知見を踏まえたPP E(サージカルマスク等)へ変更	体制について」(事務連絡)を発出、クラスターサーベイランス、インフルエンザ様疾患発生報告、ウイルスサーベイランス、インフルエンザ人院サーベイランス、インフルエンザサーベイランスについて考え方及び実施の方法を提示。クラスターサーベイランスにおいては、学校、社会福祉施設から保健所へ発生の連絡を依頼。これにより、6月10日発出事務連絡は、廃止。		
6月26日	(金)							○ ワクチンの国内生産量の試算を発表 ・季節性と同等の増殖性と仮定した場合、12 月末までに5,080万ドーズ(1mln イアル2,54 0万本)
6月27日	(土)					9		
6月28日	(日)							
6月29日	_							
6月30日								
7月1日			-				•	
7月2日 7月3日								-1
7月4日								
7月5日								
							我	が国におけるワクチン株決定
7月6日	(月)							○「平成21年度新型インフルエンザA(HIN1) ウイルスに対するワクチン製造株の決定について(通知)」が発出され、関係団体等に対して、製造株「A/カリフォルニア/7/2009(HIN1) pdm(X-179A)」の通知が行われた。
7月7日	(火)							
7月8日	_			×				
7月9日	(木)							

日付	主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
7月10日 (金7月11日 (土					〇 舛添大臣が記者会見で輸入を検討する旨の発言 「仮に高齢者を接種対象者とした場合5300万人程度。年明け3月頃までには国内分で3,000万人分くらい最終的には製造できるようになるだろうから、残り2,000万人分くらい海外から輸入できればと思っている。いずれにせよ専門家に聞きながら。」
7月12日(百	Ó				
7月13日(月					○ WHO・SAGE(ワクチン諮問会議)は、全ての国は基本的な医療基盤を確保するため、第一優先として医療従事者に接種するべきであるとの勧告を行ったが、優先接種対象者については対象グループを示すに留まった。
7月14日 (火 7月15日 (水					○ 「新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの生産開始について(依頼)」により、製造販売業者4社に対し、生産体制が整い次第、速やかに新型インフルエンザワクチンの生産を開始するよう依頼。
7月16日 (木 7月17日 (金 7月18日 (十)				
7月19日(日 7月20日(月)				
7月21日(火					
7月22日 (水			〇 症例定義及び届出様式の改定(第4回改定) これにより、これまでの通知および、症例定義 に関わる事務連絡を全て廃止。集団発生の把 握。積極的疫学調査の把握について提示。		
7月23日 (木)					
7月24日(金)			全数把握中止 ○「新型インフルエンザ(A/HINI)に係る今後のサーベイランス体制について」を発出し、6月10日事務連絡を廃止。全数把握の中止にあわせ、従前のクラスターサーベイランス等を継続するとともに、より迅速な情報収集や対応が必要となる場合(大規模な集団発生や重篤な入院患者等)について事務局への速やかな連絡や、iNESIDの活用について依頼。その他、地域の発生状況や検査体制に応じたウイルス検査の実施するよう依頼。(クラスターサーベイランスにて集団発生を、インフルエンザ入院サーベイランスにて入院患者を、PCR検査を実施するよう依頼)		
7月25日 (土) 7月26日 (日)					
7月27日1(月)					•
7月28日 (火) 7月29日 (水)					
7月30日 (木)					○ 意見交換会を開催【非公開】 ・ワクチンの量が限られる中、優先接種対象者を決めることには合意されたが、対象者については様々な意見があった。 ・輸入については、危機管理のために輸入する必要がある、という意見がある一方で、接種対象者の議論をする前に緊急で輸入する必要性や安全性を懸念する意見があった。
7月31日(金) 8月1日(土)					
8月1日(土)					
8月3日 (月)		~			○ 第9回専門家諮問委員会開催【非公開】 ・接種対象者については、医療従事者や妊婦、基礎疾患を有する者、小児などへの接種の必要性が言及された。 ・輸入については、更なる情報収集・提供したうえで、必要性を検討する方針が示された。
8月4日(火)					
8月6日(水)					
8月4日(火) 8月5日(水) 8月6日(木) 8月7日(金) 8月8日(土) 8月9日(日) 8月10日(月)					
8月9日(日)					
8月10日(月)					
8月12日 (水)					
8月11日 (火) 8月12日 (水) 8月13日 (木) 8月14日 (金)					
8月15日 (土)	国内最初の死亡者を確認 ・その後も、基礎疾患を有する者の死亡や小児の脳症や肺炎に よる重症例が、流行が拡大している地域を中心に報告されるよう になった。			○ 死亡事例については、当初、ウイルスの遺伝子変異等の異常がないか、国立感染症研究所において遺伝子配列の確認作業等を行い、明らかな異常がないことを確認した。	
8月16日(日)					
8月17日 (月) 8月18日 (火)					
0月10日(火)					

8月19日 (水	国内流行入り 第33週(8/10~16)に定点医療機関あたりの患者数の全国				
	イ 平均が1.69。 ○ 新型インフルエンザの流行入りを宣言。	○「新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行入り を迎えるに当たって」通知。		-	
8月20日 (木					○ 意見交換会を開催【公開】 ・接種対象者については、接種目的を明確にすべき、との意見があり、「重症化予防・死亡数の減少を目的とすべき」、という意見が大勢を占めた。しかし、具体的な対象者については、様々な意見があった。(医療従事者、妊婦、基礎疾患患者、小児、健康な若年層、リスク保有者の家族等) ・輸入については、途上国への寄付や安全性の担保、感染の拡がりや重篤度に応じて対応すべき、との意見があった。
8月21日(金		〇 各衛生主管部局にむけて、「新型インフルエンザ(A/H1N1)に関する学校・保育施設等の関係者との連携の強化について(依頼)」が発出され、各学校機関との連携を図り、適切な助言を行うよう通知。			
8月22日 (土 8月23日 (日					
8月24日 (月))		○ 「新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後		
8月25日(火)			のサーベイランス体制について」を発出し、7月 24日事務連絡を廃止。感染症法第12条による 医師の届出を不要とした。さらに、インフルエン ザ様疾患患者の集団発生にPCR検査の実施 は不要であるが、7日以内2名以上の患者が確 認された場合の報告は継続することとした。(インフルエンザ入院サーベイランスにおいて、入 院患者については引き続き、保健所が把握し、 PCR検査を依頼。)		
8月26日 (水)					○ 厚生労働大臣と関係者の間で公開の意見交換会を開催。【公開】 ・接種費用や補償の問題等について、法改正を含めて検討する必要性についても言及。
8月27日(木)					○ 意見交換会を開催【公開】 ・ワクチン接種の目的として、重症化防止や死亡数を減少することや、ワクチンの量が限られる場合、優先接種対象者を決めることについて合意。 ・輸入ワクチンについては、現時点で緊急性や必要性があるかということや、安全性・有効性の面で疑問視する意見が多数を占めた。一方、国内産ワクチンだけでは高齢者を含めた場合、優先接種対象者をカバーすることができないという懸念もあげられた。
8月28日(金)				○「新型インフルエンザの流行シナリオ」を公表 ○ 各都道府県に対して、①入院診療を行う医療機関の病床数等の確認・報告、②地域の実情に応じて必要な医療提供体制の確保対策の実施などを要請。 ○ 事務連絡「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」を発出。 ○ 入院診療を行う医療機関の病床数等について確認及び報告を求めるとともに、受け入れ医療機関の確保や重症患者の受け入れ調整機能の確保等、地域の実情に応じて必要な医療提供体制の確保対策等を講じるよう求めた。○ 医療機関に対し、「新型インフルエンザ(A/H1N1)診療の基本的考え方」(厚生労働省研究班(主任研究者工藤宏一郎、分担研究者川名明彦)が作成)を示した。	
8月30日(日)					
8月31日 (月)					○ 意見交換会を開催【非公開・要旨公開】 ・輸入ワクチンについては、免疫賦活剤が使用されていること、投与経路が日本と異なる筋 肉内注射であること、ノバルティス社製品についてはその時点で他国での使用実績がない MDCK細胞を利用していることなどから、輸入ワクチンに関する積極的な情報開示、安全確 保対策が求められた。
9月1日 (火)					
9月2日 (水)					○ 意見交換会を開催【非公開・要旨公開】 ・国内産ワクチンのみでは優先接種対象者への接種がカバーできないことから、輸入についても可能な限り情報提供すること、安全性に疑義があった場合使用を中止する、等を条件に、輸入が容認された。 ・10mLバイアル製剤を製造すれば生産効率が向上することから、1mLバイアル製剤では
9月3日 (木)					なくできる限り10mLバイアル製剤で製造することも提案された。

日作	寸	主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
9月4日	3(金					○ 意見交換会を開催。[非公開・議論の結果を記者会見で公表] ・ワクチンの接種順位や輸入の方針に関する基本方針案「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種について(素案)」を作成。パブリックコメントを実施する旨の確認。 ○ 厚生労働大臣が閣議後会見において、国内産、輸入あわせて6千万人分から7千万人分確保したい旨を表明。
9月5日		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				○ ワクチンの接種順位や輸入の方針に関する基本方針案「新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチンの接種について(素案)」を作成し、パブリックコメントを実施(9月6日~13日)。→約 3000人(4,000件)の意見があった。
9月7日	1 (月					
9月8日	1 (火	○ 新型インフルエンザ対策担当課長会議			○ 新型インフルエンザ対策担当課長会議において、沖縄県の感染症担当者より「新型インフルエンザに関する沖縄県の現状と対策について」と題し、沖縄県の取り組みについて報告。	○ 新型インフルエンザ対策担当課長会議で接種事業の説明。①事業の目的、②事業実施 主体の役割、③接種の優先順位、④医療機関の選定、⑤接種方法、⑥ワクチンの配分と円 滑な流通の確保、⑦費用負担、⑧接種の安全性の確認と健康被害の補償、⑨広報等
9月9日						○ 意見交換会を開催【公開】 ・パブリックコメント中の素案について説明。
9月11日	(金)		○ WHOから、学校閉鎖及び学級閉鎖について社会福祉的問題を考慮する必要があることなどの報告。			○ 意見交換会を開催【公開】 ・パブリックコメント中の素案について説明。
9月12日 9月13日 9月14日	1 (月)					○ ワクチン価格を決定、公表 ・価格を統一し、流通管理する旨の通知を発出。
9月15日 9月16日 9月17日	1 (火					
9月18日	(金)				〇厚生労働科学特別研究「秋以降の新型インフルエンザ流行における医療体制・抗インフルエンザウイルス薬の効果などに関する研究」(主任研究者 工藤宏一郎、分担研究者 川名明彦)により、人工呼吸管理を要した症例や脳症症例等、6例を紹介する症例集の報告。	・パブリックコメントの案に対する基本方針を検討。 ・基礎疾患の定義、新型と季節性のインフルエンザワクチンの同時接種についての方針を
9月19日 9月20日	出(出					
9月21日 9月22日	(月					
9月23日	(水)					○ 意見交換会開催【公開】
9月24日		•	○「学校・保育施設等の臨時休業の要請等に 関する基本的考え方について」を発出。			・平成22年3月までに3月2,700万人分の国内産ワクチンが利用可能となると考えられる旨、製造株の増殖性、実際の接種状況及び1mLバイアルと10mLバイアルの製造比率の調整等から出荷量が変更される可能性がある旨、事務局から提示し、国産ワクチンの確保の方針が了解された。
9月25日 9月26日	(金)					
9月27日 9月28日	目					
9月29日	(火)					
9月30日	(水)	〇 第10回専門家諮問委員会「基本的対処方針について」「新型インフルエンザ(A/HINI)ワクチン接種の基本方針について」				
10月1日	1 2 43	基本的対象方針改訂 運用指針改定 新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種の基本方針策定 〇「新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン接種の基本方針」策定 〇「基本的対処方針」改訂 〇「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(二訂版)」を改定。			えて、都道府県等は、地域医師会と連携して、 教急医療機関の診療を支援する等の協力体制 についてあらかじめ調整すること。 ・患者数が増加し医療機関での対応が困難 な状況が予測される場合には、公共施設等の 医療機関以外の場所に外来を設置する必要性 について、都道府県等が地域の特性に応じて 検討すること。 ・重症者の受け入れ体制の整備のため、都	・死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することという目的に照らし、ワクチンの確保・接種に向けた対策を実施。 ・国がワクチンを確保するとともに優先順位を設定し、委託医療機関で接種を行うなど、地方自治体との役割分担のもと国が主体となって事業を実施・接種対象者に順次必要なワクチンを供給できるようにするため、国内産ワクチン2,700万人分、輸入ワクチン5,000万人分程度(2回接種)を購入・ワクチンを輸入することを踏まえ、必要な立法措置を講じること・接種回数については、「当面、2回接種を前提として取り組み、国内における臨床試験の結果等を踏まえ、見直す可能性がある」としていた。

日付	主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
	〇 新型インフルエンザ対策担当課長会議を開催				○ 「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種について」を厚生労働省から公表。 ○ 新型インフルエンザ対策担当課長会議で、優先接種対象者、接種スケジュール、基礎系 患を有する者の定義、接種費用、製造・流通並びに広報及び相談等事業の詳細を説明。
10月3日(土) 10月4日(日) 10月5日(月)					
10月6日(火) 10月7日(水)					
10月8日 (木)			○「新型インフルエンザ(A/HINI)に係る今後のサーベイランス体制について(改訂版)」を発出。インフルエンザ様疾患患者の集団発生にPCR検査の実施は不要であるが、医療機関・社会福祉施設において、7日以内10名以上の患者が確認された場合とし、電話で速やかな連絡を行う事象を死亡および薬剤耐性等の公衆衛生的上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合とした。		
10月9日 (金)					○ 国内産ワクチンが初めて出荷されたことを踏まえ、各都道府県の新型インフルエンザワチン担当部局に対して、国内産ワクチンの初出荷等についての事務連絡を発出。 ・10mLバイアル製剤の各受託医療機関への供給にあたって、原則として、集団的な接種を行う医療機関、規模の大きな医療機関等へ供給し、1mLバイアル製剤については、個人病院等で1日の接種者数が少ないことが予想される医療機関へ供給するよう留意することした。(各回出荷の事務連絡において、継続的に注意喚起をおこなった。)
10月10日 (土) 10月11日 (日)					
10月12日 (月) 10月13日 (火)					○ 実施要網及び要領を発出。
10月14日 (水) 10月15日 (木)					
10月16日 (金)					○ 意見交換会開催【公開】 ・国産ワクチンの健康成人への1回接種後の結果について議論。 ・1回接種により有効な抗体価が獲得できていることから、健康成人、妊婦、基礎疾患を有する方の接種回数は1回、13歳未満は2回接種とすべきとの意見が得られた。 ○ 第2回出荷の事務連絡において、必要量のみが医療機関に納入され、納入されたワクンは確実に接種していただく必要があることから、原則として、返品は認めない旨を明確にた。
10/11/11 (工/					妊婦への接種/季節性・新型同時接種を容認
10月18日 (日)					○ 薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において添付文書ので 訂方針を決定。 ・妊娠中は「接種しないことを原則」という表現を削除し、「有益性が危険性を上回る場合! 接種する」と改訂。 ・季節性及び新型のインフルエンザワクチンについては、医師が必要と認めた場合には、 時に接種することができる旨を添付文書に明記
10月19日 (月) (〇 国内産ワクチンの接種開始				ワクチン接種開始 ○ ワクチン接種開始(国内産ワクチン) ○ 意見交換会開催【公開】 ・国産ワクチンの健康成人への1回接種後の結果について議論。 ・健康成人を対象にした今回の結果に基づいて、他のカテゴリーに対して評価することは適切、とし、20~50歳代の医療従事者のみ1回接種とすべき、との意見があった。
10月20日 (火)					○ 国内産ワクチンの接種回数を見直し。 ・20代から50代の「新型インフルエンザの診療に直接従事する医療従事者」の接種回数が 原則1回となった。
					○ 医療現場における10mLバイアル製剤の取扱いを周知徹底するため、医療機関等に当該製剤にかかる留意事項などを周知。
10月21日 (水)					
10月22日(木) 10月23日(金)					
10月24日(土) 10月25日(日) 10月26日(月)					
10月27日 (火)					○ 第3回出荷の事務連絡において、妊婦を対象としたO. 5mLシリンジ製剤の出荷を開始 すること、その際の留意点等について各都道府県へ連絡。
10月28日 (水)					See of Capital VIII Capital V
10月29日 (木) 10月30日 (金)					
10月31日(土) 11月1日(日) 11月2日(月)					

(a)

日付		主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
11月3日 11月4日	(水)					
11月5日	(木)					
11月6日						○ 小児の接種開始時期の前倒しを都道府県に依頼。
11月8日	估					
11月9日	(月)					
11月11日						○ 国内産ワクチンの接種回数を見直し ・健康成人の2回接種後の国内臨床試験結果及び海外の知見等から、健康な成人は1回接種と決定された。また、妊婦及び基礎疾患を有する方への接種については、海外の知見及び国内の季節性インフルエンザワクチンのデータ等から1回接種とした。妊婦については、進行中の臨床試験の中間結果より検証することとされた。
11月12日 11月13日 11月14日	(本)					
11月13日	(土)					
11月15日 11月16日	(目)					
11月17日						○ 第4回出荷の事務連絡において、仮にすべての妊婦の方が同製剤の接種を希望した場合であっても、当面の同製剤の必要量を満たすものと考えられるため、産婦人科等を優先した上で、なお余裕がある場合には、他の診療科への流通体制の整備の検討を行うよう依頼。また、10mLバイアル製剤については、12月28日が最後の出荷となることを連絡。
11月18日	(7k)					また、TOMEバイアル設則については、TZ月28日か設後の面何となることを連絡。
11月18日 11月19日	(末)					
11月20日	(金)			○「新型インフルエンザの発生動向 ~医療 従事者向け疫学情報~ver.1」を情報提供。		
11月21日						〇 医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会(合同開催)を開催(11/21、11/30、12/13、1/8)。
11月22日 11月23日 11月24日 11月25日 11月26日 11月27日 11月28日 11月29日	(月)					
11月24日	(火)					
11月26日	(米)					
11月27日	(金)					
11月29日	(百)					
11月30日	(月)					○ 医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会(合同開催)を開催。
12月1日 12月2日	(火)					
12月3日	(未)					
	(並)	○ 「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」が公布。			*	○「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の教済に関する特別措置法」が公布。 ・厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の迅速な救済を図ると ともに、必要な海外生産分の輸入を行うため副作用被害等に関する企業への国の損失補償 を実施。
12月5日	(土)					
12月5日 12月6日 12月7日 12月8日 12月8日 12月10日 12月11日 12月12日	(目)					
12月7日	(美)	· ·				
12月9日	(水)					
12月11日	(金)					
12月12日	(土)					
12月13日	(日)			○「新型インフルエンザ(A/HIN1)に係る今後		○ 医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検 討会(合同開催)を開催。
12月14日	(月)			のサーベイランス体制について(二訂版)」を発出。この改訂により、クラスターサーベイランスの報告対象施設で、集計に負荷を与えていた保育所の報告を除いた。入院サーベイランスでは、報告対象をインフルエンザ様症状を呈する患者とし、PCR検査については、死亡例又は重症化した患者のみに限定した。		
12月15日	(火)					○ 「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」を改定 ・優先接種対象者以外の者を含め、全国民に対する接種費用負担の軽減措置を可能とするように指針を見直し。
12月16日						○ 国内産ワクチンの接種回数を見直し ・中高生の国内臨床試験の中間結果を受け、中高生に該当する方は1回接種の方針となり、また妊婦の臨床試験結果から、1回接種で有効であるとの見解が得られた。
12月17日	(本)					
12月17日 12月18日 12月19日 12月20日	(土)					
12月20日	(目)					
12月21日 12月22日 12月23日	(犬)					
12月23日	(7K)					

日付		主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
12月24日	(木)			○「新型インフルエンザ暫定サーベイランスシステム(i-NESID)更改について」を発出。新システムでのiNESID運用予定について周知		
12月25日	(金)			○「新型インフルエンザの発生動向 ~医療 従事者向け疫学情報~ver.2」を情報提供。		〇 「厚生科学審議会結核感染症分科会予防接種部会」を新たに設置し、開催(12/25、1/15、1/27) ・新型インフルエンザの予防接種法での位置づけや緊急時のワクチンの確保と供給のあり方等について検討。
12月26日						○ 輸入ワクチンの特例承認について、薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において審議。
12月27日						○ 平成21年12月26日の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会の審議結果についてパブリックコメントを実施。 ○ 都道府県に対し、「管内受託医療機関における在庫状況等の調査について」を発出。
12月29日 12月30日	(火)					
12月31日 1月1日 1月2日 1月3日	(金)					
1月2日 1月3日	(音)					
1月4日	(火)					
1月6日 1月7日	(水)					
1月8日						○ 医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応核 討会(合同開催)を開催。
1月9日 1月10日	(H)					
1月11日 1月12日 1月13日 1月14日	頂					
1月13日						
) ワクチンの健康成人への接種開始を決定			8	○ 薬事・食品衛生審議会薬事分科会より輸入ワクチンについて特例承認して差し支えない 旨の答申。 (同答申を受けて、①1/20付けで輸入ワクチンの特例承認を行うこと、②健康成人への接 開始(1/29出荷分以降、都道府県の判断で前倒し可)を決定) ○ 「厚生科学審議会結核感染症分科会予防接種部会」開催。
1月16日 1月17日	(<u>土</u>)					
1月18日				○ 新システムでのiNESID運用開始。保健所からの入力も可能とした。		
1月19日	(火)			N JOYN O J HECO/Co		
1月20日	20.0					輸入ワクチン承認 O 輸入ワクチンを特例承認。
1月21日 1月22日 1月23日 1月24日 1月25日	(木)					
1月23日	(苦)					
1月25日	漬					
1月26日 1月27日	(水)					○「厚生科学審議会結核感染症分科会予防接種部会」開催。
1月28日 1月29日	(本)					
1月30日	(王)					
2月1日 2月2日	月					
2月2日	(水)					
2月3日 2月4日 2月5日 2月6日 2月7日	(本)					
2月6日	(土)					
2月8日	(月)					○「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要網」を一部改正。 (輸入ワクチンの流通等についてを追加) ○ 都道府県宛事務連絡、「新型インフルエンザA(H1N1)に係る国内産ワクチン第10回出荷及び輸入ワクチン初回出荷等のお知らせについて」において、原則として、返品は認めないが、今後もワクチンの在庫、返品偏在等を防ぎ、接種事業の円滑な運用を行う観点から、都道府県、受託医療機関、卸業者が十分調整の上、薬事法に抵触しないよう医療機関の融通等を認めた。
2月9日 2月10日	(火)					
2月11日	本	2.7				
2月11日 2月12日 2月13日 2月14日	生					
2月14日 2月15日 2月16日 2月17日	月)					
2日16日	火)					

日付	主な出来事	公衆衛生	サーベイランス	医療体制	ワクチン
2月18日 (木)					○ 都道府県宛事務連絡、「今後の新型インフルエンザA(H1N1)ワクチン出荷等に関するお知らせについて」において、今後の出荷要望ついては、随時各都道府県から個別の要望を踏まえて対応することとした。
2月19日(金) 2月20日(土) 2月21日(日)					
2月20日(土)					
2月21日 (日)					
2月22日(月)					
2月23日(火)					
2月24日 (水)					
2月25日(木)					
2月26日(金)					
2月27日(土)					
2月20日 (日)					